

## 中池公園内グラウンド総合維持管理業務に係る公募型プロポーザル募集要項

### 1. 趣旨

関市の緑豊かな丘陵地に位置する中池公園には、球技場や陸上競技場、野球場、芝生広場があり、競技スポーツ、生涯スポーツの場として、広く市民に親しまれています。

関市スポーツ推進計画の基本施策に掲げる「競技スポーツの推進」や「生涯スポーツの推進」には、より良い施設環境の維持が不可欠であり、そのためには、芝の健全育成、芝生の美観の維持、不陸のない平坦で滑らかなグラウンド等の維持が重要であります。

また、関市ではラグビーワールドカップ2019日本大会の公認チームキャンプ地に立候補しており、最高のコンディションで大会に臨むために求められる、トップレベルの競技場環境の提供が必須であります。

このようなことから、中池公園内グラウンド総合維持管理業務（以下「本業務」という。）を委ねるにあたり、本業務の目的を十分に理解し、かつ、専門的な知識と高い技術力、豊富な経験を有する事業者を選定することが重要であると考えています。

本要項は、公募型プロポーザル方式による委託事業者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものであります。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

中池公園内グラウンド総合維持管理業務委託

#### (2) 業務場所・業務内容等

別紙「中池公園内グラウンド総合維持管理業務提案仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### (4) 委託予算上限額

平成30年度 40,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

平成31年度 40,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

平成32年度 40,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 3. 担当課

関市教育委員会スポーツ推進課中池公園事務所

所在地：〒501-3206 関市塔ノ洞3885番地1

TEL：0575-24-0214

FAX：0575-23-5033

メールアドレス：[shizen-ie@city.seki.lg.jp](mailto:shizen-ie@city.seki.lg.jp)

※問い合わせ等は、月曜日、休日の翌日、平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とします。

- (1) 参加申込書の提出日現在において、関市競争入札等参加者選定要綱（平成16年関市告示第17号）第4条【入札参加名簿への登録等】に規定する有資格者名簿に登録されていること。なお、参加申込み時に未登録の場合であっても、申込み後に遅延なく入札参加名簿登録手続きを行い、名簿更新時に登録されれば条件を満たすものとします。  
ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とします。
- (2) 公告の日から契約締結までの間に、関市入札参加資格者資格停止措置要領（平成7年関市告示77号）第2条【資格停止】に基づく市長の資格停止の措置を受けていないものであること。  
※この期間に本市から資格停止の措置を受けた場合は、参加資格を喪失することになります。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号【一般競争入札の参加者の資格】に規定する者に該当する者
  - ②清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
  - ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
  - ④破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立をしている者
  - ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者
  - ⑥暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

#### 5. プロポーザルの手続等に関する事項

- (1) 関係書類の交付  
募集要項、提案仕様書等、公募に関する資料、様式等は、本市ホームページ（<http://www.city.seki.lg.jp/>）からダウンロードしてください。
- (2) 現場説明会  
本プロポーザルの参加を希望する者を対象に現場説明会を次のとおり開催します。
  - ①開催日時  
平成30年1月17日（水） 午後2時から
  - ②開催場所  
関市塔ノ洞3885番地1 関市中池自然の家1階 研修室

③参加方法

現場説明会参加申込書（様式1）により、平成30年1月16日（火）午後5時15分までに、メール、ファクシミリにより、上記「3. 担当課」まで申し込みください。

（3）質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次により質問書を提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

①質疑に必要な書類

質問書（様式2）

②提出期限

平成30年1月19日（金） 午後5時15分（必着）

③提出先

上記「3. 担当課」に記載のとおり

④提出方法

メール、ファクシミリ、持参のいずれかによる提出とします。なお、持参以外の場合は到着確認を電話にて上記「3. 担当課」まで連絡してください。

⑤回答

質問受付後、随時本市ホームページに掲載します。

（4）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次により参加表明書を提出してください。

①参加表明に必要な書類

参加表明書（様式3）

②提出期限

平成30年1月24日（水） 午後5時15分（必着）

③提出先

上記「3. 担当課」に記載のとおり

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

（5）企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により作成し、提出してください。

①企画提案に必要な書類

（ア）企画提案書提出届（様式4-1）

（イ）事業者等の概要（任意様式）

（ウ）貸借対照表及び損益計算書（任意様式） ※直近3か年

（エ）業務実績書（様式4-2）

（オ）業務実施体制（様式4-3）

（カ）配置技術者調書（様式4-4）

（キ）管理に係る保有作業機械一覧表（様式4-5）

(ク) 企画提案書（任意様式）

ただし、A4版縦、横書き、左綴じ、文字サイズ10.5ポイント以上とします。内容については、別紙「中池公園内グラウンド総合維持管理業務提案仕様書」に沿い、記載してください。

また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用とした方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とします。

(ケ) 見積書及び内訳書（任意様式）

企画提案書に基づく各年度の見積書（A4版、内訳書含む）を提出してください。

【留意点】

- ・見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載してください。
- ・消費税及び地方消費税の税率引き上げに留意してください。

②提出期限

平成30年1月31日（水） 午後5時15分（必着）

③提出先

上記「3. 担当課」に記載のとおり

④提出部数

9部（正本1部、控本（複製可）8部）

⑤提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

⑥提出形式

正本分：上記（ア）から（ケ）の順にクリップ留めのうえ提出してください。

控本分：上記（ア）から（ケ）の順に左側ホチキス留めのうえ提出してください。

## 6. 委託候補者の選定方法等に関する事項

本市で設置する審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を行い、本業務について最も適切な者を選定します。なお、審査、選考は非公開で行います。

(1) 審査基準

最終頁「審査基準表」のとおり

(2) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書類を基に書類審査を行い、上位5社を選定します。審査結果については、参加事業者宛に書面で通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過参加者を対象にプレゼンテーション審査を行います。なお、参加者が少ない場合は、書類審査に合格した全事業者を対象とします。

①実施日

プレゼンテーション審査の日時、場所は、事前に通知します。

②プレゼンテーションの方法

- ・40分以内（説明20分、質疑応答20分）とします。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うものとします。
- ・プレゼンテーションの順序は、企画提案書類の受付順に行うこととします。
- ・二次審査の出席者は3名以内とします。

#### （4）審査方法

- ①一次審査は企画提案書類を審査対象とし、二次審査は企画提案書類及びプレゼンテーションを審査対象とします。二次審査は一次審査結果と独立して行い、二次審査結果にて委託契約予定事業者の選定を行います。
- ②「審査基準表」における合計得点が最上位の者を委託契約予定事業者として決定し、次に得点の高かった者を次点事業者として決定します。最上位得点の者が複数となる場合は、委員会の議決で決定します。なお、応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、選定については、委員会で決定するものとします。

#### （5）審査結果

「委託契約予定事業者」及び「次点事業者」の名称及び点数を公表します。「委託契約予定事業者」及び「次点事業者」以外は点数のみの公表とします。

なお、審査結果に対する異議は認めないものとします。

### 7. 契約手続

本業務の委託契約予定事業者に選定された事業者は、本市と業務内容等について協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約により、契約手続を進めるものとします。また、選定された事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者から順次交渉するものとします。

### 8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- （1）「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （2）必要な提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）見積金額が、2（4）の委託予算上限額を超えている場合
- （5）プレゼンテーションに参加しなかった場合
- （6）選考の公平性を害する行為があった場合
- （7）提案にあたり著しく信義に反する行為、委員会の委員又は本件業務に従事する職員若しくは本件関係者に対し、直接、間接を問わず本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- （8）前各号の定めるもののほか、委員会が失格であると認めた場合

### 9. その他

- （1）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- （2）企画提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

- (3) 提出書類の提出後の差し替え、追加、修正、削除等は一切認めません。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類に記載された配置予定の技術者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の技術者であることとし、変更について市の承認を得なければならないこととします。
- (7) 提出書類の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- (8) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するため、関市公文書公開条例（平成9年12月25日関市条例第44号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (9) 参加表明書及び企画提案書の提出後、参加を取りやめる場合については、辞退届（任意様式）を提出するものとします。提出方法は持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。
- (10) 本業務委託に係る契約について、契約を締結することが不相当と認められる事象が生じたとき、または当該年度の予算について、議会の議決を得られなかった場合及び否決された場合、その他社会情勢に応じて、契約を締結しない場合又は解除する場合があります。その場合、本市はそれに伴って生じる費用の一切を補償しません。
- (11) 本業務の内容等については、受注者との協議により変更する場合があります。

【審査基準表】

審査区分	審査項目	審査の視点	配点
事業者の能力	業務実績	・事業者の過去の業務実績は良好か	20
	財務状況	・財務状況は健全か	5
技術者の能力	技術者の実績	・技術者の資格、技術力、過去の業務実績は十分か	5
管理計画	全般	・業務目的、業務内容について十分理解しているか	10
	管理の具体的内容	・維持管理スケジュールや手法は妥当か ・各競技種目の特性を踏まえた具体的な提案内容となっているか ・独自の提案や工夫があるか	30
	管理の実施体制	・業務実施体制は妥当か ・管理に必要な機械を有しているか	20
見積額		・委託予算上限額の範囲内か ・提案内容との整合性は妥当か	10
合 計			100